

はんだ子育て応援ハンドブック（令和8・9・10年度版）官民協働発行事業仕様書

1 業務内容

- (1) はんだ子育て応援ハンドブック（令和8・9・10年度版）の作成に関する次の業務
 - ① 作成年度ごとの企画、編集、印刷製本等に関する業務
 - ② 作成年度ごとの広告募集及び掲載
- (2) 作成年度ごとに、本市の提供する行政情報の掲載
- (3) 作成年度ごとに、本市の指定する施設への配送

2 印刷物概要

- (1) 品 名 はんだ子育て応援ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）
- (2) 規 格 等
 - ① サイズ B5判
 - ② 紙 質 コート紙（表紙90kg程度、本文90kg程度）
 - ③ 刷 色 表紙・本文・広告ともにフルカラー
 - ④ 綴じ方 無線綴じ又は中綴じ（横書き、左開き）
- (3) 数 量 各年度7,500部
※提案により、予定部数以上を作成し、配布することも可とする。
- (4) ページ数 40～50ページ程度
（全誌面に対する掲載広告の割合は概ね30%程度）
※事業者決定後、内容に応じて別途協議とする。
- (5) 掲載内容
 - ① 育児に関する情報
 - ② 行政情報
 - ③ 地域情報（幼稚園、こども園、保育園、子育て支援施設等）
 - ④ 企業等広告※「はんだ子育て応援ハンドブック」に準ずる。
- (6) 校 正 3回まで（修正2回、最終確認1回）
- (7) 納 期 令和 8年度版：令和 8年3月13日（金）
令和 9年度版：令和 9年3月12日（金）
令和10年度版：令和10年3月10日（金）
- (8) 納品物 ハンドブックの完成品及びPDFデータ（CD-R又はDVD-R）
- (9) 納品場所 指定場所（半田市役所、子育て支援センター）

3 費用負担

ハンドブックの編集、印刷製本、納品等に係る費用は、協働事業者が全額負担するものとし、半田市は一切の費用を負担しないものとする。

4 業務分担

- (1) 協働事業者は、ハンドブックを作成するにあたり、協働事業者が募集する広告収入で、編集・印刷・製本及び納品場所への配送を行うものとする。なお、納品後のハンドブックの配布は、市において行うものとする。
- (2) 市は、ハンドブックの作成に必要な情報やデータを提供するものとする。
- (3) 広告募集については、協働事業者の責任において行うものとする。
- (4) 発行に関する責任
 - ① 市と協働事業者は、ハンドブックの発行に関し、第三者から苦情等が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
 - ② 市は、協働事業者に提供した情報やデータ等に関わる苦情等に関して、責任を負うものとする。
 - ③ 広告内容に関する一切の責任は、協働事業者が負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。
 - ④ 市は、協働事業者の責任に帰する理由により、発行に支障が生じた場合は、発行を中止することができる。なお、中止のために要する費用は、協働事業者が負担するものとする。
 - ⑤ 協働事業者は、協定期間内においては、落丁や乱丁などの差し替え要望に対応する。

内容	市	協働事業者
データ提供	○	
データ編集（デザイン、レイアウト等）		○
原稿の校正、チェック	○	○
印刷・製本		○
完成品の検査	○	
完成品の納品場所への配送		○
広告募集		○
広告審査	○	
広告制作・広告料徴収		○

5 広告の掲載要件

- (1) 協働事業者がハンドブックに掲載できる広告の仕様及び内容は、「半田市広告掲載要綱」及び「半田市広告掲載審査基準」に適合していること。
- (2) ハンドブックの内容及び作成の趣旨とかけ離れていないこと。
- (3) シティプロモーションの内容及び趣旨に適合していること。
- (4) 市は協働事業者に対し、広告データに不正な言語等が含まれていないことを確認するため、広告データの設計図の提出を求めることができる。この場合、協働事業者は、速やかに求めに応じること。
- (5) 協働事業者は、掲載する広告主及び広告内容について、各年度12月の第4火曜日までに紙媒体及びデータを市に提出すること。市は、これらの広告内容を審査し、広告掲載の可否を協働事業者に通知する。協働事業者は、承認を受けた広告でなければ、ハンドブックに掲載してはならない。
- (6) 広告原稿内には、必ず「広告」の表示をし、半田市の事業と直接関係がない旨を明記すること。

6 その他

- (1) 掲載面やレイアウトについては、市と協議のうえ決定すること。行政情報の提供については、半田市からの提供情報とすること。
- (2) 市が提供した行政情報等のデータに相当する部分の成果品は、紙媒体だけでなくワードやエクセルなど、市が指定した電子データに変換したファイルでも提供すること。
- (3) 広告部分を除いた本文中の行政情報等に関する著作権は、半田市に帰属する。
- (4) 当該事業において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本事業終了後も同様とする。
- (5) 協定締結後に、本事業の運用に疑義が生じた場合は、市と協働事業者双方で協議を行うものとする。